

■ 市長から市民のみなさんへ

山陽小野田市長
白井 信文



■ 消防広域のメリット

全国的に消防の広域化が進んでいますが、山口県では今のところ、宇部市と山陽小野田市の広域化が完成し、他は目下準備中といったところ です。

消防はどこも、これからの消防に不可欠な「高機能消防指令センター」や「消防救急無線デジタル化」の整備が必要で、ともに高額な経費がかかります。山陽小野田市が広域化しないで単独で取り組むとなると、事業費は総額で9億2,800万円（地方交付税の措置などにより実質の負担額5億9,140万円）。しかし、宇部市との広域で整備すると、事業費は総額で11億3,402万円。消防の広域化を奨励する国の負担（国庫補助および地方交付税）なども手厚く措置され、実質の負担額は1億1,089万5,000円で済むことになりました。消防広域の大きなメリットの一つです。

■ ある投書

「4月1日月曜日、A公園で花見をし、トイレに行きたくなったので、近くの公民館に行ったところ、公民館利用者でないと使用できないと言われた。なぜだろう。一市民より」。

こういう投書が届きました。みなさん、いかがでしょうか。「公民館利用者でないと使用できない。」これは原則でしょうね。しかし、公

民館は公共施設です。もとより公園の公衆便所とは違いますが、やはり必要な方には遠慮なく使ってもらうべきではないでしょうか。投書をくださった市民の方、ご不自由させてごめんなさいね。

■ 投票しない権利

最近、「投票しない権利」「投票所に行かない権利」といった耳慣れない言葉に何度か接しました。民放テレビの出演者の中にも口にする人がいて、驚いています。

学問的に定義すると複雑になりますが、平たく言えば、権利とは法的に容認される行為を相手方に要求することです。

出演者によると、投票に行くことを勧めることは、国民の投票しない権利を侵害するというのです。これは、明らかに「権利」（概念）の誤解で、後者は単なる「権利（参政権。選挙に参加する権利）の放棄」に過ぎません。憲法でも、「投票しない権利」「投票所に行かない権利」など、およそ認めていません。私たちも注意したいところです。

